

## 新規お取引に関するご案内

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（実特法）」、「米国内国歳入法（外国口座税務コンプライアンス法）」に伴い、当組合と新規取引を開始するお客様に対し、税務上の居住地国について確認をすること、また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に伴い、「氏名」「住所」「生年月日」の他に「事業内容」、「取引を行う目的」、「実質的支配者」を確認することが義務付けられておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 口座開設に関する当組合の基本的な対応

当組合は、神奈川県内の歯科医師とその関係者に必要な金融事業を行うことを目的とする業域信用組合です。歯科医師とその関係者以外の方とのお取引はお断りする場合がございます。

### 2. 「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」

FATCA（ファトカ）とは、米国の税法「外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）」の略称で、米国外の金融機関口座を利用した租税回避の防止目的として制定されました。日米当局は、日本の金融機関に対してFATCAが円滑に実施されるよう相互に協力する声明を発表し、当組合もこの声明に協力することとしたため、FATCAに基づく本人確認を行っております。

#### 〈事業内容の確認〉

貴社の事業内容が下記1～10に該当するか（能動的な事業を営む法人・事業体であるか、または金融機関・公的機関であるか）確認をさせていただきます。

#### 【確認表】

以下の1～10の一つでも該当すれば、能動的な事業を営む法人・事業体に該当します。

1. 上場法人
2. 上場法人の関連法人（※1）
3. 国、地方公共団体、日本銀行、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、日本が加盟している国際機関
4. 上記(3)に記載している法人が全額出資している法人
5. 公共法人、公益法人
6. 国内金融機関
7. 外国金融機関
8. 子会社経営管理のみを行っている持株会社
9. 関連会社への出資、融資等を行っている法人
10. 直近の事業年度の総収入金額に対し、投資関連所得（※2）の占める割合が50%未満、もしくは、直近の事業年度末時点での総資産額に対し、投資関連所得の元となる資産額の占める割合が50%未満の法人または権利能力なき社団・財団、任意団体

#### 〈実質的支配者の確認〉

貴社が能動的な事業を営む法人・事業体、金融機関、公的機関以外の法人・事業体（前記確認表1～10以外）の場合は、貴社の実質的支配者の中に、日本の居住者に該当しない米国市民または米国居住者（自然人）が存在するか確認させていただきます。

### 3. 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（CRS 制度）」

平成29年1月1日より、日本において非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（以下、「CRS制度」という。）が開始され、同制度に係る法令上の義務が、お客さまおよび国内の金融機関等に課されています。

具体的には、お客さまが平成29年1月1日以後に行う当組合とのお取引において、新規に口座開設等を行う場合には、居住地国等を記載した届出書のご提出が義務付けられております。

当組合では、CRS制度を適正に実施するため、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的に定められた「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（実特法）」等の関係法令を遵守し、①届出書記載事項の確認、②国税庁（所轄税務署）に対する報告事項の提供、③届出書および報告事項に係る記録の作成・保存等の対応を行っています。

#### 〈事業内容の確認〉

貴社の事業内容が下記1～10に該当するか（特定法人以外であるか）確認させていただいております。

#### 【特定法人特定表】

以下の1～10の一つでも該当すれば、特定法人に該当しません。

1. 上場法人
2. 上場法人の関連法人（※1）
3. 国、地方公共団体、日本銀行、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、日本が加盟している国際機関
4. 上記(3)に記載している法人が全額出資している法人
5. 公共法人、公益法人
6. 国内金融機関
7. 外国金融機関
8. 子会社経営管理のみを行っている持株会社
9. 関連会社への出資、融資等を行っている法人
10. 直近の事業年度の総収入金額に対し、投資関連所得（※2）の占める割合が50%未満、もしくは、直近の事業年度末時点での総資産額に対し、投資関連所得の元となる資産額の占める割合が50%未満の法人または権利能力なき社団・財団、任意団体

#### 〈実質的支配者の確認〉

貴社が上記1～10に該当しない場合「特定法人」に該当し、実質的支配者の住所、氏名、生年月日、税務上の居住地国（納税地国）等のお届けが必要です。

### 4. 口座開設に関する当組合の基本的な対応

当組合は、FATCA・実特法への対応のため当組合の方針として以下を定めています。

1. 口座の新規開設は、居住地国が日本国のみの方に限定させていただいております。
2. FATCA、実特法に基づくご申告・お届けにご協力いただけない場合は、口座開設に応じることはできません。
3. 将来、居住地国に変更があった場合には、口座の閉鎖をお願いする場合がございます。

## 5. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」

### 【取引の目的について】

下記の項目よりお選びいただきます。

- ・ 事業費決済／診療報酬受取
- ・ 貯蓄・資産運用
- ・ 融資
- ・ 会費支払／会費受入
- ・ その他（具体的に確認させていただきます）

### 【事業内容について】

下記の項目よりお選びいただきます。

- ・ サービス業（歯科医業）
- ・ サービス業（歯科医業以外）
- ・ 卸売／小売業
- ・ 不動産業
- ・ 金融業／保険業
- ・ 農業／林業／漁業
- ・ 製造業
- ・ 建設業
- ・ 情報通信業
- ・ 運輸業
- ・ その他（事業内容をご記入いただきます）

### 【実質的支配者の確認について】

貴社において実質的支配者を個人まで遡り、「氏名」「住所」「生年月日」ならびに「関係または役職」を確認させていただいております。

※実質的支配者とは法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます。

(1) 資本多数決法人（株式会社、投資法人、特定目的会社等）の場合

- ① 議決権の50%超を保有している個人の方を確認させていただきます。
- ② 上記①に該当する方がいない場合は、議決権の25%超を保有している個人の方を全員確認させていただきます。
- ③ 上記②に該当する方がいない場合は、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方を確認させていただきます。
- ④ 上記③に該当する方がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する個人の方を確認させていただきます。

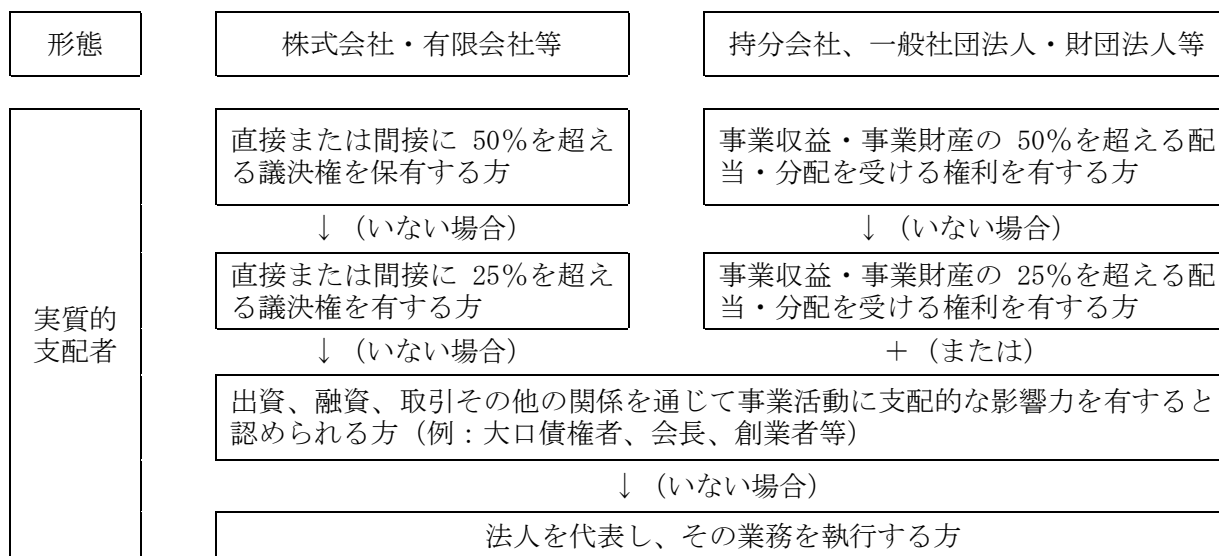
※議決権の25%超を保有している法人Aがいる場合は、法人Aの議決権を50%超保有している個人の方がいた場合に、その方を確認させていただきます。

(2) 資本多数決法人以外の法人（一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、持分会社、合名会社、合資会社、合同会社等）の場合

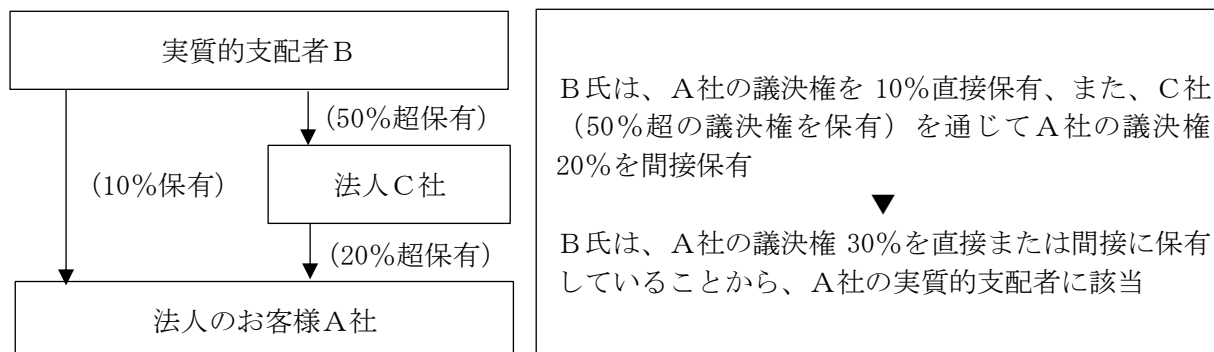
- ① 収益総額の50%超の配当・分配を受ける個人の方を確認させていただきます。
- ② 上記①に該当する方がいない場合は、収益総額の25%超の配当・分配を受ける個人の方を確認させていただきます。
- ③ 上記②の該当の有無に限らず、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方を確認させていただきます。
- ④ 上記②および③のいずれにも該当する方がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する個人の方を確認させていただきます。

※収益総額の25%超の配当・分配を受ける法人Aがいる場合は、法人Aの収益総額の50%の配当・分配を受ける個人の方がいた場合に、その方を確認させていただきます。

【実質的支配者の確認フロー図】



〈直接または間接に 25%を超える議決権を保有する方の例〉



【外国 PEP s の確認について】

下記のいずれかに該当するか否かを確認させていただきます。

※外国 PEP s とは、外国政府において重要な公的地位にある者をいいます。

- 以下に該当する方または過去にこれらの者であった方
  - ・外国の元首、日本国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
  - ・日本国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
  - ・日本国における最高裁判所の裁判官に相当する職全権委員に相当する職
  - ・日本国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
  - ・日本国における総合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚長副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
  - ・中央銀行の役員
  - ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- 上記 1 に掲げるものの家族 (配偶者 (事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子)

## 6. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

当組合は、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを強化しており、当組合と取引をする際に、お客様より反社会的勢力ではないことの表明および確約に関する同意（下記同意文章参照）をいただいております。

### <反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意文>

私は、次の①のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴組合との預金取引が停止され、または通知により預金口座が解約されても異議を申しません。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴組合に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

## 7. マイナンバー制度

「社会保障・税番号（マイナンバー制度）」に伴い、当組合とお取引を開始する際に法人番号の確認をさせていただきますようお願い申し上げます。

現在、法人番号の指定を受けていないお客様につきましては、今後新たに法人番号の指定を受けた場合には当組合にお知らせください。